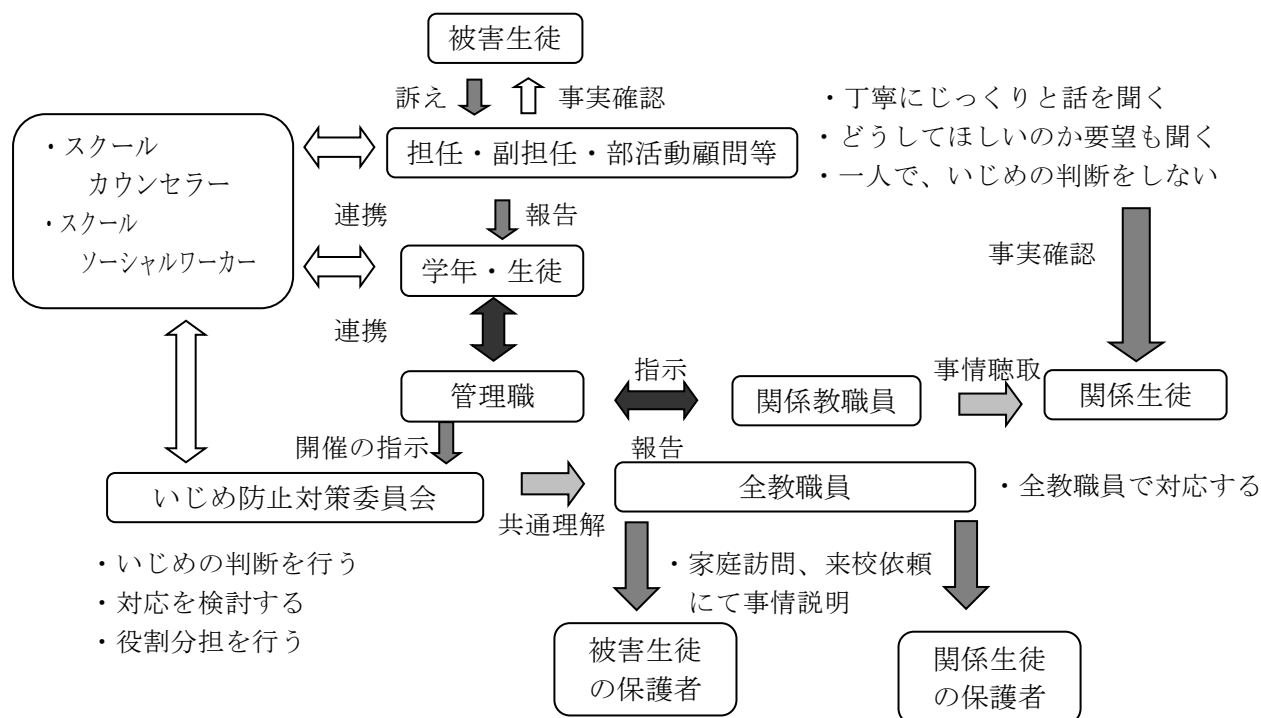


いじめ防止等に関する年間計画

	教職員	生徒	保護者	学校・地域行事(予定)
4月				
5月		生徒総会	授業参観 PTA 総会	修学旅行(3年)
6月		生活アンケート →		1年2年合唱コンクール
7月			PTA 運営委員会	学校評議員会
8月	教職員研修 中学校区幼小中学校 教職員研修	三者懇談		
9月				文化総合発表会
10月				体育祭
11月		生活アンケート →		授業参観 オープンスクール
12月		学校教育自己診断		
12月			PTA 運営委員会	学校評議員会 ST 高中フェスタ
1月				中学生の主張大会
2月		小中学校合同 あいさつ運動	新入生 保護者 説明会	
2月		生活アンケート →		
3月	検証・総括		PTA 総会	学校評議員会

いじめ防止対策委員会(定例)

【組織的な対応の流れ】



【留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)
「いじめ対応プログラムI」(平成19年6月参照)

- いじめを訴えてきた生徒への対応
 - ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
 - ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
 - ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
 - ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
 - ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。
- いじめたと訴えられた関係生徒への対応
 - ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
 - ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
 - ・それぞれの生徒から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
 - ・目撃した生徒がいた場合、その生徒からも状況を聞く。
 - ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。
- いじめ防止対策委員会
 - ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
 - ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた生徒を支援する対応策を考える。
 - ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
 - ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。